

令和3年1月20日
生食発0120第2号
2食産第4967号

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からペルー向けに輸出する水産食品については、ペルー当局との協議の結果、今般、衛生条件及び衛生証明書様式について合意しましたので、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 PE-S1「ペルー向け輸出水産食品の取扱要綱」を新たに定めましたので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

また、我が国からインドネシア向けに輸出する水産食品については、手続規程の別紙 ID-S1「インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

先般、インドネシア当局から衛生証明書様式の変更の通知があったことを受け、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくをお願いします。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 別紙 PE-S1「ペルー向け輸出水産食品の取扱要綱」（以下「ペルー要綱」という。）を新たに定め、別表 3 及び別紙リストに追加したこと。
- 2 手続規程の別添「登録認定機関の登録等に関する手続」（以下「手続規程の別添」という。）の第 1 の 3 に掲げる表にペルーを追加するとともに、手続規程の別添の別添様式 1 から別添様式 3 までの内容を修正したこと。
- 3 ペルー要綱に基づく衛生証明書の発行は、令和 3 年 2 月 1 日以降の日付で行うこと。
- 4 別紙 ID-S1「インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱」（以下「インドネシア要綱」という。）について下記の改正を行ったこと。
 - (1) 要綱本文について、インドネシア当局から示された新たな衛生証明書様式（以下「新様式」という。）における証明事項に対応するため、衛生証明書の発行要件に「インドネシア向け輸出水産食品は、食品衛生法に基づく HACCP に沿った衛生管理の下で取り扱われていること。」を追加。
 - (2) 別紙様式 6（衛生証明書様式）について、新様式に変更するとともに、別紙様式 5 の内容を修正。
 - (3) 新様式における証明事項に対応するため、輸出の都度の官能検査の対象を輸出水産食品全てとし、これに合わせて、別添 2 及び別添 3 並びに別紙様式 9 の内容を修正。
- 5 インドネシア要綱に基づき令和 3 年 1 月 31 日までの日付で発行される衛生証明書は、従前のインドネシア要綱の別紙様式 6 により発行し、令和 3 年 2 月 1 日以降の日付で発行される衛生証明書については、本通知に基づき、新様式により発行すること。